

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年11月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和2年11月2日	株式会社小田平建設(法人番号8340001011723) 代表者小田平清孝	本社営業所	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項、法第24条の4	令和2年2月3日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(5)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(貨物自動車運送事業施行規則第14条第3号)	2点	2点
	鹿児島県出水市武本513-1	鹿児島県出水市武本字湯原川原513-1					
令和2年11月10日	株式会社サト一運輸(法人番号1320001001237) 代表者佐藤光浩	本社営業所	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年8月6日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	1点	1点
	大分県大分市大字中戸次1261-93	大分県大分市大字中戸次字長新地4769-7					
令和2年11月10日	ヤマト運輸株式会社(法人番号1010001092605) 代表者森日出男	福岡須恵支店	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年10月20日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	12点	0点
	東京都中央区銀座2-16-10	福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1486-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年11月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和2年11月12日	エース総合運輸株式会社 (法人番号4350001008466) 代表者堀内利行	鹿児島営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第24条、法第60条第1項	令和2年8月4日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(10)自動車事故報告規則に規定する事故届出違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第24条)、(11)報告義務違反(法第60条第1項)	7点	4点
	宮崎県北諸県郡三股町大字 蓼池452-3	鹿児島県志布志市志布志町 安楽5598-1					
令和2年11月19日	協立運輸株式会社(法人番号3290801012138) 代表者 大家伸彦	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第18条第1項	令和2年7月17日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者の補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	2点	2点
	福岡県北九州市若松区南二 島1-10-25	福岡県北九州市若松区南二 島1-10-25					